

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(土、日、祭日)のときは、その翌日)

### ◇ 告 示

#### 目 次

保険医等の登録

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理  
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

保安林の指定の解除

解除予定の保安林

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

開発行為に関する工事の完了

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の期日の決定

建築基準法による災害危険区域の指定

収入証紙の小売りさばき人の廃止

収入証紙の小売りさばき人の指定

### ◇ 公 告

#### 砂利採取業務主任者試験の合格者

## 告 示

### 鳥取県告示第七百五十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
佐々木 信之	鳥医第一、九七二号	昭和五十年八月十六日
石川 重二郎	第一、九七三号	"
池畑 孝次郎	第一、九七四号	"
高尾 公子	第一、九七五号	"
佐々木 清博	第一、九七六号	"
渡辺 優	第一、九七七号	"
佐々木 寿昭	第一、九七八号	"
荻野 隆一	第一、九七九号	"

水	康子	"	第一、九八〇号	"
谷	口敏雄	"	第一、九八一号	"
清	水友収	"	第一、九八二号	"
北	村久雄	"	第一、九八三号	"
中	家康博	"	第一、九八四号	"
井	上公明	"	第一、九八五号	"
鈴	木健男	"	第一、九八六号	"
馬	測和英	"	鳥薬第三二八号	"
山	田恭平	"	第三一九号	"

鳥取県告示第七百五十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	岡山大学医学部 附属病院三朝分院	所在地	東伯郡三朝町山田 八二七	申出の都道府県名	広島県	申出の受理年月日	昭和五十年八月五日
---------	---------------------	-----	-----------------	----------	-----	----------	-----------

鳥取県告示第七百五十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国薬第三二六号	西本悦子	昭和五十年八月十二日
" 第三二七号	鳥田一郎	"
" 第三二八号	馬測和英	" 十六日
" 第三二九号	山田恭平	"
鳥国医第一、九七二号	佐々木信之	"
" 第一、九七三号	石川重二郎	"
" 第一、九七四号	池畑孝次郎	"

第一、九七五号	高尾 公子	"
第一、九七六号	佐々木 清博	"
第一、九七七号	渡 辺 優	"
第一、九七八号	佐々木 寿昭	"
第一、九七九号	荻野 隆一	"
第一、九八〇号	水 康 子	"
第二、九八一号	谷 口 敏雄	"
第一、九八二号	清 水 友収	"
第一、九八三号	北 村 久雄	"
第一、九八四号	中 家 康博	"
第一、九八五号	井 上 公明	"
第一、九八六号	鈴 木 健男	"

鳥取県告示第七百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の一三九（次の図に示す部分に限る。）

二(一) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三(一) 解除の理由

国立公園事業用地とするため

二(二) 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二二六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

三(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三(三) 解除の理由

国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課並びに鳥取市役所及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町上萩山字新田山四八六の九五(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年三月十四日 鳥取県指令受都計第四百三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字東井手越シ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町三〇五

株式会社 相互信販

取締役社長 岸野高春

鳥取県告示第七百六十一号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第十九条の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の期日を昭和五十年十二月七日と定めた。

昭和五十年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六十二号

鳥取県建築基準条例(昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号)第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び福部村役場において一般の縦覧に供する。

昭和五十年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区	域
岩戸災害 危険区域	岩美郡福部村大字岩戸字田の尻	二一四、二二三、二二四、二二四ノ九、二二四ノ三、二二四内四、二二四ノ八、二二四ノ一、二二四ノ二、二二四ノ七、五三六、五三七、五三八、五三九、五二八、五二八ノ一、五三〇、五四〇、一二四ノ一四、一二四ノ一六、一二四ノ一七、一二四次第一三、五三一、一二四次第一一、一二六、字屋敷二二九、二二一ノ二、二二二〇、二二一ノ一、二二二内第一、二二三、二二三三内第一、二二四、二二五、二二六ノ二、二二六ノ三、二二六ノ一、二二七、二二八、二二九、二二九内第一、二三〇、二三一、二三二、二三三ノ一、二三三ノ二、二三三ノ四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五〇内第一、二五一、二五一次一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二ノ一、二六二ノ二、二六三、四四五、四四六ノ二、二六、二六五、二六八、二六六、二六九、二七〇、二七〇次一、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二八〇、二七九、二八一及び二八一第一並びにこれと一体をなす道路敷及び水路敷

鳥取県告示第七百六十三号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人の廃止があつたので告示する。

昭和五十年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

廃止年月日	住 所	氏 名
昭和五年九月一日	日野郡江府町大字武庫 四五〇番地	神奈川農業協同組合長
"	大字江尾 二〇六一番地	江尾農業協同組合長
"	東伯郡赤碓町高岡四七〇番地	以西農業協同組合長
"	出上	成美農業協同組合長
"	笠津五〇の一番地	安田農業協同組合長
"	関金町大字関金宿 二六三番地	矢送農業協同組合長
"	大字大鳥居 二一〇番地	南谷農業協同組合長
"	大字今西 一〇一九番地	山守農業協同組合長
"	西伯郡西丸町上中谷 八二四の二番地	上長田農業協同組合長
"	大字法勝寺 四二一番地	法勝寺農業協同組合長
"	大字中二〇番地	東長田農業協同組合長
"	大字原四七七番地	大國農業協同組合長
"	大字福成 二二九六番地	天津農業協同組合長
"	東伯郡羽合町字野一五六八番地	宇野農業協同組合長
"	橋津三六四番地	橋津農業協同組合長
"	鳥取市吉成五一〇番地	美保農業協同組合長
"	八坂五七番地	倉田農業協同組合長
"	朝月二七番地	美穂農業協同組合長
"	吉岡温泉町六三〇番地	吉岡農業協同組合長

松原九八番地	大郷農業協同組合長
桂木二九三番地	津ノ井農業協同組合長
古郡家一〇五の一番地	米里農業協同組合長
滝山四五八番地	鳥取市農業協同組合稲葉支所
丸山一五八番地	中の郷支所
賀露町八五五番地	賀露支所
西品治三二二の一番地	富桑支所
古海八二〇番地	大正支所
西今在家一四九の二番地	東郷支所
上原九八番地	明治支所
宮谷四四〇の一番地	豊美支所
布勢二七九番地	松保支所
秋里一五三の一番地	千代水支所
湖山町一五八八番地	湖山支所
伏野一五四五番地	末恒支所
雲山四〇番地	面影支所
西伯郡岸本町大殿 一〇九二番地二	幡郷農業協同組合長

鳥取県告示第七百六十四号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売のさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和五十年九月一日	三七三	日野郡江府町大字江尾二〇六一番地	江府町農業協同組合 組合長理事 田中正明	日野郡江府町大字江尾二〇六一番地
	三七四	東伯郡赤碕町赤碕一九九七の一番地	赤碕町農業協同組合 組合長理事 森山忠久	東伯郡赤碕町赤碕一九九七の一番地
	三七五	関金町大字大鳥居二〇番地	関金町農業協同組合 組合長 新田忠則	関金町大字大鳥居二〇番地
	三七六	西伯郡西伯町大字法勝寺三三一番地一	西伯町農業協同組合 組合長理事 井上 毅	西伯郡西伯町大字法勝寺三三一番地一
	三七七	東伯郡羽合町大字久留二六番地の一	羽合町農業協同組合 組合長理事 本多不二雄	東伯郡羽合町大字久留二六の一番地
				本所
				大字宇
				大字橋
				大字下
				大字原
				大字中
				大字福
				大字宇

公 告

昭和50年7月31日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和50年9月2日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 岩谷 忠重 | 川口昌一郎 | 中田 和俊 | 徳持 鉄雄 | 井関 泰  |
| 中山 政雄 | 浅田 俊介 | 千谷 和人 | 玉川 栄一 | 井上 敏儀 |
| 豊岡千久巳 | 齐尾 好伸 | 渡辺 政幸 | 花谷 永治 | 野口 昭男 |
| 齐木 誠  | 花岡 昭治 | 足立 和子 | 谷口 治江 | 乗本 裕之 |
| 新 美徳  |       |       |       |       |